

II 主要事項

第1 生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築 ～健康フロンティア戦略の推進

国民の健康寿命を伸ばすことを目標に、働き盛り、女性、高齢者の国民各層を対象に、それぞれについて重要性の高い「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」に係る施策を進めるとともに、それらを支える科学技術の振興を図るため、「健康フロンティア戦略」を推進する。

この戦略については、平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて本格実施していく。

＜健康フロンティア戦略関係予算案 1,027億円＞

1 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進 49億円

(1) 個人が行う「健康づくり」の支援 25億円

○ ITを活用した健康づくりの支援（e-ヘルスの推進） 3.1億円

インターネット等を活用して、国民一人一人が自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムを提供する。保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話プログラムを提供する。

○ 健康づくりの「場」と「機会」の提供 83百万円

健康づくりに資するウォーキング等の運動に関する指針の策定普及や飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援を行う。また、公衆浴場を活用した健康づくりを推進する。

○ 身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等 21億円

「健康日本21」の中間評価を行い、生活習慣病予防の基礎をなす1次予防に係る施策の見直し・重点化を行う。

生涯にわたる健康づくりを支援するために、地域保健と職域保健が連携を図るとともに、医療保険者による保健事業の共同実施を推進する。

また、受動喫煙対策が遅れている施設を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図る。

- (2) 健診データに基づく継続的な健康指導 12億円
- 有効性の高い健康診査の推進 2億円

効果的な2次予防に向けた基盤整備を推進するため、最新の科学的知見に基づき、年齢区分に応じた健診項目の重点化、健診の精度管理、健診データの判定基準等について研究を行い、併せてその有効性について検証を行う。
 - 効果的な保健指導の推進（一部再掲） 9.7億円

糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアル、禁煙支援のためのマニュアルの策定普及や保険者の共同事業の実施等により、効果的な保健指導を推進する。
- (3) 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保 11億円
- 国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（新規） 1.7億円

非医療従事者によるAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習を実施するとともに、普及啓発等を図り救命率の向上に資する。
 - 地域がん診療拠点病院機能強化事業の推進 90百万円

地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の整備を進めるとともに、がん診療に従事する医師等に対して研修の機会を提供する。

2 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進

43億円

- (1) 「女性のがん」への挑戦 42億円
- 女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備を図るとともに、乳がん・子宮がん検診に対する啓発普及活動等を推進する。
- マンモグラフィの整備 250台
- (2) 女性の生涯を通じた健康支援 1.8億円
- 健康支援情報の提供（新規） 1.8億円

女性特有のからだやこころの病気等に関する診療や研究等の健康支援情報を迅速かつ効率的に発信するための情報システムを国立成育医療センターにおいて構築する。

3 「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進

698億円

(1) 家庭や地域で行う介護予防対策 225億円

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性を確保しながら、適切な介護予防サービスを提供するため、既存のデイサービスセンターや老人福祉センター等の改修等に必要な支援を行うことにより、介護予防サービス提供のための拠点整備を推進する。

介護予防拠点の整備 3,000箇所

(2) 効果的な介護予防プログラムの開発・普及 171億円

効果的な介護予防プログラムの開発と普及体制を確立するため、「介護予防研究・研修センター」を設立し、科学的根拠に基づく介護予防プログラムの開発研究と指導・普及を行う専門職員の養成を行う。

また、適切な介護予防サービスの提供体制を整備するため、効果的な介護予防サービスの実施及び評価・検証を行う「市町村介護予防試行事業」を実施する。

(3) 地域で支える「痴呆ケア」 11億円

地域における痴呆サポート体制の整備、痴呆ケアの人材育成を推進するため、痴呆性高齢者を抱える家族への支援プログラムを構築するとともに、痴呆介護の専門職員や痴呆性高齢者グループホームの管理者に対する研修、主治医を支援する痴呆サポート医の養成を行うなど総合的な対策を推進する。

4 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」

236億円

(1) 基盤的技術と最先端技術の研究開発 116億円

ゲノム科学、たんぱく質科学、ナノテクノロジーなど、基礎的研究や最先端技術の研究開発を推進することにより、画期的な創薬、医療機器開発の実現を目指すとともに、治験インフラの充実及び医師主導の治験のモデル事業を実施し、国内における治験の空洞化を防ぐ。

また、老化抑制機構の解明に関する基礎的研究や、それらの成果の臨床への応用を研究するとともに、介護予防及び介護技術に関する研究を推進する。

(2) 医療現場、介護現場を支える技術の開発普及 120億円

糖尿病について、具体的な目標を設定した「戦略研究」に取り組むとともに、心疾患や脳卒中の診断・治療等の開発を推進する。

また、「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの本態解明や革新的な予防、診断、治療法の開発等を推進するとともに、国立がんセンター東病院に臨床開発センター（仮称）を設置し、研究開発された新薬、診断、治療法等の臨床応用を迅速かつ適切に行う。

さらに、うつ病を中心としたこころの健康問題に対する病因の解明、効果的な予防・診断・治療法等の研究開発の推進や、質が高く安全性の確保された医療提供体制の構築に関する研究の推進、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ新しい医療機器の開発の推進を図る。

(3) 国民による自己選択を可能とする評価と公表

64百万円

研究開発成果を国民、社会へより効果的に還元するため、外部評価の実施、研究評価者の資質の向上等、評価体制の充実強化を行う。

第2 次世代育成支援対策の更なる推進

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

「少子化社会対策大綱」に基づき策定された重点施策の具体的実施計画（「子ども・子育て応援プラン」）を踏まえ、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実、待機児童の解消に向けた取組を引き続き推進するとともに、子育て生活に配慮した働き方の改革を進め、全国の地方公共団体において、平成17年3月までに策定される行動計画の実施を支援し、次世代育成支援対策を強力に推進する。

1 地域における子育て支援対策の充実

3,437億円（3,170億円）

注：括弧内は16年度予算額

(1) 地域における子育て支援体制の強化（一部再掲） 598億円

○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設 346億円

次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫等を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援することを目的に創設する。

（対象となる主な事業）

- ・つどいの広場事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・育児支援家庭訪問事業

○ 次世代育成支援対策施設整備費交付金（ハード交付金）の創設

167億円

次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画、市町村行動計画に定められている地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備等の実施を支援することを目的に創設する。

（対象となる主な施設）

- ・保育所
- ・児童養護施設
- ・乳児院

(2) 放課後児童クラブの拡充 95億円
放課後児童クラブの一層の拡充を図る。

(3) シルバー人材センターによる子育て支援事業の拡充 7.6億円
高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拠点を拡充する。
235拠点 → 267拠点

(4) 児童手当国庫負担金 3,175億円

2 多様な保育サービスの推進

3,410億円(3,456億円)

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 283億円
待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、新たに創設される「次世代育成支援対策施設整備費交付金(ハード交付金)」を活用し、施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供 3,128億円

○ 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の創設(再掲)

346億円

(対象となる主な事業)

- ・延長保育促進事業
- ・総合施設モデル事業(新規)

○ 一時・特定保育の推進

30億円

専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

○ 休日保育の推進

4.9億円

保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に行う休日保育を推進する。

○ 夜間保育の推進

40百万円

概ね22時まで開所する夜間保育所の設置を推進する。

(3) 総合施設モデル事業の実施(新規)

就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、平成18年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うための、30箇所のモデル事業を実施する。

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業)

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

36億円(27億円)

(1) 男性も育児参加できる職場環境の実現 3.7億円

経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援 20億円

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。

(3) 緊急サポートネットワーク事業(仮称)の創設(新規) 7.8億円

子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あっ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

116億円(113億円)

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実(一部再掲)

451億円

○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設 18億円

各自治体における要保護児童対策・DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

(対象となる主な事業)

- ・児童虐待防止対策支援事業
- ・児童家庭支援センター運営事業
- ・里親支援事業
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
- ・婦人相談員活動強化費
- ・売春・DV対策機能強化費

○ 施設の小規模化の推進 23億円

児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設（再掲）

346億円

（対象となる主な事業）

- ・育児支援家庭訪問事業

（2）配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進 11億円

平成16年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護・自立支援等の各種施策の一層の推進を図る。また、人身取引被害者の保護を促進するため、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において人身取引被害者の一時保護を実施する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

258億円（281億円）

（1）子どもの健康・医療の確保 57億円

○ 小児救急医療体制の整備 20億円

小児救急医療体制の整備を引き続き推進するとともに、小児救急医師の確保を図るための調整を二次医療圏単位から都道府県単位に拡大することとし、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を図る。

（2）小児慢性特定疾患対策の推進 128億円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

（3）周産期医療体制の充実、不妊治療に対する支援 73億円

○ 母子保健医療対策等総合支援事業の創設 36億円

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

（対象となる主な事業）

- ・母子保健強化推進特別事業
- ・新生児聴覚検査事業
- ・療育指導事業
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・周産期医療対策事業
- ・総合周産期母子医療センター運営事業

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3, 351億円(3, 116億円)

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

48億円

○ 母子家庭等対策総合支援事業の創設

19億円

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

(対象となる主な事業)

- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子自立支援プログラム策定事業(新規)

○ 母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡充

6.6億円

就労経験の少ない母子家庭の母等に対する無料の職業訓練の拡充を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

3,304億円

○ 母子寡婦福祉貸付金の充実

51億円

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を受け、母子家庭等の自立を積極的に促進するため、母子寡婦福祉貸付金について、就学支度資金の貸付限度額の引上げ、技能習得資金等の据置期間の延長を図る。

○ 児童扶養手当

3,252億円

平成16年の消費者物価指数は対前年比▲0.2～+0.1%程度となる見込みである。

平成17年通常国会に、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとしている。(物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分(平成12～14年度の据え置き分)を解消していく。ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引下げ。)

手当額 (▲0.1%の場合)

	(平成16年度)		(平成17年度)
全部支給(月額)	41,880円	→	41,800円
一部支給(月額)	41,870円	→	41,790円
	～9,880円		～9,870円